

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと、美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清慮で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。

奈良市民だより

No. 487

市民のうごき

4月15日現在 (前月比増)

人口 308,021人 (1,313)

男 149,473 (625)

女 158,548 (688)

世帯数 98,631 (820)

5月1日



晴れて開館した史跡文化センター



いよいよ待望のオープン

日本人の心のふる里、奈良は、八世紀のころ七十余年にわたり国都平城京として、咲く花のおうがごとく、栄え、世界に誇るべき天平文化の花を咲かせました。奈良市の風土の中には、日本文化の礎を築いた天平文化の息吹が脈々と現在まで伝えられ、建築、庭園、絵画、彫刻、工芸、詩歌など幾多の貴重な文化財や優雅な年中行事、伝統芸能を育んできました。

このほど完成した史跡文化センターは、五月一日午前十時三十分から待望の落成式を挙げ、午後は一一般の自由参観に供せられてオープン。先人の残した文化芸術に多くの市民が接することができる場と機会を提供し、歴史的風土に根ざした特色ある文化芸術活動の拠点として活用されることになりました。

史跡文化センターは、市役所の西約百メートルの大宮通りに面した南側で、三条大路一丁目にあります。ここは平城京当時の左京三条二坊六坪にあたり、去る昭和五十年から発掘調査を行い、奈良時代の宮殿庭園の遺跡とわかり、奈良朝の貴族が「曲水の宴」を催したという園池の遺構が出土し、学問的にも価値の高いものとして文化庁から全敷地が特別史跡に指定されました。

そこで、奈良市がこの地を市有地として遺跡の保存活用をはかることになり、同センターの建設に踏み切ったものです。同センターは、七千二百四十七平方メートルの敷地に鉄骨鉄筋コンクリートづくりで地上五階、地下一階、延べ床面積四千三百六十六平方メートルの近代建築となっています。建物は地下一階に遺構そのものを展示する関係から高床式をとり入れ、土地面に遺構を保存しながら、上部の空間を利用して建築物を構え、ここを市民の文化活動の拠点とするという二つの要素を兼ねた設計になっています。

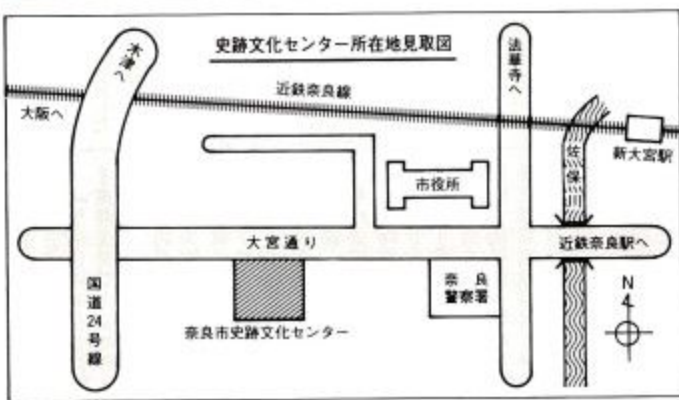
新文化創造の拠点 市民の積極的活用を

地下一階にはリハール室のほか遺構展示室があり、この地の遺構をそのままに残し、米館者が分かりやすく見学できます。一階は展示ロビー、会議室などがあって増設展も開設せられ、また市民の自主企画展などの会場にあてられます。

二階から五階はホール関係の施設で観客席は固定席、移動席、身体障害者席をあわせて八百席をもち、音響効果が十分考慮されたホールが中心となり、喫茶室、楽屋、映写室、音響調整室などが配置され、小まわりの大きく規模ホールとして音楽会、講演会、演劇などの利用申し込みがすでに殺到しています。

このほか、敷地面から一階フロアまで、果下でははじめての身障者用昇降機一基を備え、身障者用トイレ、ホールの身障者席、盲人用点字案内板など、身体の不自由な人の利用にも万全を期しています。

同センターへは近鉄新大宮駅から西へ徒歩十五分。バスでは近鉄奈良駅から北新町、窓の窪、赤崩山、学園大和町五丁目行きの各路線が利用され、市役所前で下車して、西へ約百五十メートルです。



中国の碑林
拓本も展示

一階の展示ロビーでは、中国西安市との友好都市締結五周年を記念して昭和五十五年に西安市から借り受けた「碑林」の拓本などを展示しています。これは西安市の陝西省博物館にある「碑林」の拓本や極彩色の墓葬壁画など約百点を常設展とし七月二十五日まで展示するものです。

「曲水の宴」の
園池も復元

史跡文化センターの南側では宮殿庭園の復元が進められており、昨秋からまず建物の復元作業が始まっています。この建物の復元は昭和五十七年度中に完成の予定で、引き続き五十八年度からはS字形の玉石敷きの園池を含む中心部の庭園の復元がはじまります。

(四・五面に史跡文化センターの紹介を特集しました。)

わが国書道の手本となっている王羲之(おうぎし)、顔真卿(がんしんけい)、歐陽詢(おうようじゅん)、褚遂良(ちすいりょう)らの書の拓本がみられるほか、紀元前の西周時代の金文拓本も展示され、中国古代の書道芸術を重点に、中国歴代の著名な書道家の作品、各書体が網羅されており、中国書道の歴史を一望することができます。

また、墓葬壁画は極彩色で、わが国の高松塚古墳の壁画に強い影響を及ぼしたといわれ、去る昭和四十一年に阿史那忠墓(あしなちゅうぼ)から発見された初唐壁画の代表作。

これらは昭和五十五年一月から七月まで東京、大阪、名古屋、福岡、奈良で展示され、書道家などの注目を浴び好評を博しました。

また、ホールでは一日に落成式典。二・三日には市民が参加して合奏、舞楽、合唱、モダンバレエなどの市民文化フェスティバル。四日は大阪フィルムホームニー交響楽団のクラシックコンサート。五日はちびっ子劇場としてぬいぐるみ劇と盛りだくさんのこけら落とし行事があります(各催しものはすべて入場整理券がいります)。

憲法が施行されて35年

人間の尊厳を認め、人間らしく生活していく

五月三日の憲法記念日を中心

に五月一日から七日までの一週間を憲法週間です。昭和二十二年現憲法が施行されてすでに三十五年になりました。

憲法週間

この機会に、私達はもう一度憲法の精神を十分かみしめて、国政の上に、また国民生活の中に生かしていかなければなりません。

私たちの日常生活の中で最も大切な事は何でしょうか。それは「社会においても家庭においても、一人ひとりの人間がその尊厳を認められ、人間らしく生活していく」ことではないでしょうか。

わが国の憲法は「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」と宣言し、「国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と定めています。

人権擁護委員、法務局などの人権擁護機関は、これらの基本的人権が守られるよう、今年度はつぎの三つの重点目標を定め、啓発活動を行っていきます。

人権の共存

「人権の共存」——互いに相手の立場を考慮して、豊かな人間関係をつくらう——最近、基本的人権についての知識は広く国民に普及し、それにともなって国民の権利意識も高まり、自己の権利や利益の主張が、積極的に行使されるようになったことはそのあらわれであり、本来喜ばしいことと言わねばなりません。

しかしながら、一方では自己の権利のみ追求するに急な基本である一人ひとりの

差別の解消

「部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消」——差別の根絶へたゆまぬ努力を——人は生まれながらにして自由と平等を保障されており、この基本的人権は人類共通の原理であり、社会生活の中で最も尊重されなければなりません。

ところが現実の社会には「部落差別」「障害者差別」「男女差別」「民族差別」等多くの人権問題があります。とくに部落差別は、国民一人ひとりが解消に向けて取り

婦人の地位向上

「婦人の地位向上」——婦人の活動分野を広げよう——憲法では男女平等の理念がうたわれ、現在、婦人は社会のいろいろな分野においてさまざまな形で大きな役割を果たしていますが、今なお社

組まなければならない国民的課題であるにもかかわらず、県下においていまだに差別を助長、拡大する極めて悪質な差別落書をはじめ、学校あるいは職場、近隣などでの差別発言、卑劣な投書等の事件が発生しており極めて遺憾なことです。

同和問題を考える

部落解放はどのように進められてきたか (9)

戦時体制への移行は部落の人びとにも大きな影響を与えました。国民生活は日に日に苦しくなるとともに、部落解放を目ざして活

住、移転の自由を主張し、政

新自治会長

- 【地区自治連合会長】長市 東雲茂男▽大安寺西▽山田 真治
- 【町内自治会長】杏東町 森山敏夫▽杏南町 東雲茂男▽杏中町 山尾傳三▽亮南町 一丁目 西守夫▽東九条町 第三 梅野博幸▽東九条町 第三 山田義孝▽東九条町 第四 岩本吉雄
- 東九条町 第六 中西康雄▽東九条町 第八 谷川澄夫▽西九条町 吉川博▽東九条町 姫寺田地 清水好隆▽南紀寺町 三丁目 第三 藤原和彦▽生疏里町 高橋勲▽椿井町 法用末春▽法連町 伊勢政男▽佐紀町 西田久義▽佐紀中町 一丁目 藤田一▽佐紀中町 二丁目 岡本須治
- 佐紀新町 第二 阿部喜三郎▽二条町 一丁目 久保田博一▽水上池東町 倉林義隆▽尼辻西町 福井平治▽三条大路 一丁目 第三 岡田健一郎▽三条大路 五丁目 東口喜久蔵▽四条大路 四丁目 辻村金治▽五条町 武部光夫▽五条千手ヶ丘 第一 村田和二郎▽五条千手ヶ丘 第二 堀内龍彌▽六条東町 中野薫▽七条町 喜多優▽六条西町 二丁目 水川照彦▽六条西町 二丁目 第一 川西文彦▽藤宮ヶ丘町 一丁目 安井三三▽見ヶ丘町 一丁目 萬田茂雄▽五条畑町 二丁目 大西弘▽五条山崎町 一丁目 丸山洋一▽六条緑町 一丁目 内山登
- 六条緑町 二丁目 坂野時雄▽園田町 中西増男▽南紀寺町 四丁目 第二 萩原伸一▽三条通 二丁目 松田新之祐▽秋篠梅ヶ丘町 吉川茂▽南城戸

がこれらの問題を自分の問題として真剣に考えなければなりません。

人権尊重を一つの柱とした憲法が施行されて三十五年たった今、なお部落差別をはじめ多くの差別現象があると断たないことについては皆が深く反省するとともに、日本国憲法によって保障されている「個人の尊重」と「法の下の平等」の精神を一人ひとりが理解し、あらゆる差別の根絶に向けてたゆまぬ努力を続け、明るいより良い社会を実現しようではありませんか。

文化財メモ

大乗院 平安時代中ごろより一乗院と共に興福寺の「門跡」もみんせき貴族の子弟のすまいの部屋」として、奈良一円に大きな勢力をもっていました。平重衡の南都焼打ち(一一八〇年)以後、その位置は現在の奈良ホテルとその南側に帯にありました。奈良ホテルの建つ丘の上には室町時代に鬼嶺山城(きおんざんじょう)と呼ばれる城があったことも知られています。

こどもの日

五月五日の「こどもの日」をスタートとする一週間は児童福祉週間です。活力ある社会の建設のためには、子どもたちの健全な成長がなければなりません。若業も大きく伸びるこの季節、子どもたちの成長と将来を考えてみようではありませんか。

「こどもの日」に指定されているその庭園跡、御所馬場町に残る築地塀、石垣などからその往時をしのぶことができます。



林宏▽笠縫町 乾義明▽石ヶ町 松中信次郎▽宮の海道町 岡田茂▽善法寺町 米田忠▽善法寺町南 蒲田宗治▽柏木町 大倉千代次(以下次号)

おわびして訂正 前号第五面掲載の、杏中隣保館と杏南隣保館の写真説明が入れかわってしまいました。関係者にご迷惑をおかけしたことをおわびし、訂正します。

健康生活の支え

国民健康保険

その仕組みと財政状況

以上が国民健康保険事業への国・県・市の財政援助の骨格ですが、国民健康保険の自己財源の中心となるのは、被保険者のみなさんに負担して

県費支出金は、老人医療費無料化による国民健康保険財政への影響に対する補助金と、高額療養費に要する経費の一部補てんのための補助金が交付されます。市からは国民健康保険事業の運営に必要な経費全般に対し繰出金として交付されており、その額は年々増加しています。

国民健康保険の財政は、国や県の補助金と市費の繰入金、それに被保険者が負担する保険料によってまかなわれています。国の補助金は、国民健康保険を運営するために必要な事務費に対する支出金をはじめ、医療費に充てて交付される療養給付費負担金、市町村の財政状況によって交付される調整交付金、高額療養費や老人医療費に必要な経費にあてる交付金などがあります。

日本の健康保険制度は、国民みんなが何らかの健康保険に入らなければならない制度になっています。ですから、会社や事業所など勤め先の職域保険加入者とその被扶養者以外の人、すべて国民健康保

険に入らなければならないことになっており、自分の意志で任意に加入するのではなく、国民健康保険法という法律で強制加入が規定されています。

国民健康保険の財政は、国や県の補助金と市費の繰入金、それに被保険者が負担する保険料によってまかなわれています。国の補助金は、国民健康保険を運営するために必要な事務費に対する支出金をはじめ、医療費に充てて交付される療養給付費負担金、市町村の財政状況によって交付される調整交付金、高額療養費や老人医療費に必要な経費にあてる交付金などがあります。

国保は国民皆保険の柱

だが、財政状況は楽ではない

国民健康保険制度は、思いがけない病気がかかったりけがをしたとき、経済的に心配なく医療が受けられ、健康で明るい暮らしができるように、国民が互いに保険料を負担して助け合う制度で、国民一人ひとりが何らかの健康保険に入る国民皆保険の支柱となっています。

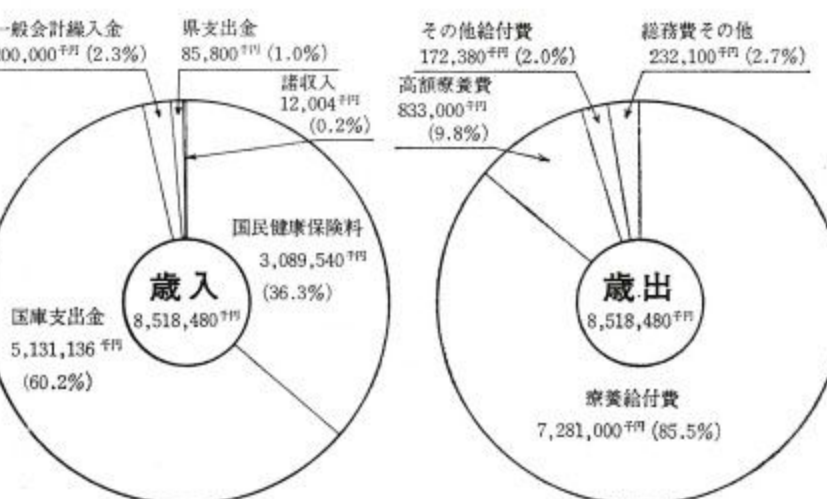
市では昭和三十三年からこの事業をはじめ、今年で二十五になります。この間、一部負担金（被保険者が医療機関の窓口で支払うお金）の割合の引き下げ、助産費や葬祭費の引き上げなど給付改善があり、被保険者のみなさんの利益を進める制度として定着してきました。

しかしながら、国民健康保険の財政状況は次第に厳しくなり、その台所は極めて苦しいのが実情です。そこで、いま改めて国民健康保険制度の仕組みについて説明し、みなさんに理解を深めてもらい、一層協力をお願いしたいと思います。



国民健康保険の支出面では、保険給付費が大部分を占めており、医療費、助産費、葬祭費などが保険給付として支出されるほか、国民健康保険事業を運営するための事務費などが必要経費として計上されます。

国民健康保険の支出面では、保険給付費が大部分を占めており、医療費、助産費、葬祭費などが保険給付として支出されるほか、国民健康保険事業を運営するための事務費などが必要経費として計上されます。



現行制度では避けられない保険料の引上げ

つぎに、奈良市の今年度国民健康保険特別会計の予算を具体的な数字に基づいて見ると、右図のグラフのようになります。

これによって明らかになるのは、支出の大部分を占める保険給付費八十二億八千六百三十八万円は、予

国保が負担する保険給付費の費用

療養給付費 被保険者が病気を診察や治療を受けたとき、入院したときの医療費のうち三割は自己負担として窓口で支払っていただきます。療養給付費とは保険者（市）が病院などに支払う残りの七割の費用のことです。

高額療養費 同じ月に同じ病院に支払った一部負担金（三割相当分）が三万九千円を超えれば、その超え取扱い以外の病院などで

治療を受けたとき、医療費は全額自分で支払っていただき、あとで保険診療の計算にもとづき、その七割分をお返しするお金のこと。

助産費 被保険者が出産したときに、出生児一人につき十万円を支給するもの。

葬祭費 被保険者が死亡したときに、二万円を支給するもの。

円もの歳入不足を見ることになり、国民健康保険の正常な運営が被保険者のみなさんに迷惑をかけることになり、昨今の社会情勢のなかで、保険料の引き上げをお願いするのは大変心苦しいことですが、現行の国民健康保険制度を維持するためには、やむを得ず被保険者のみなさんに、医療費の急激な伸びなどに見合う負担増をお願いしなければなりません。この時に市としても、一般会計からの繰出金を前年度より、二千万円を増やして二億四千万とし、少しでも保険料の値上げを抑えるよう努力しました。

また現行の国民健康保険制度では、医療費に見合う保険料の確保が市に義務づけられていますので、この点で被保険者の負担を軽くするよう、国に対し制度の根本的改正と補助金の増額を強く要望しています。

保険料が引き上げられて、被保険者のみなさんの負担が増えることは申し訳ありませんが、国民健康保険制度を維持するため、ご理解をいただきご協力をお願いします。

納期内に納めて下さい

保険料の納付について、被保険者の手もとに保料は今年度の第一・第二両期分の通知書が届いたはずですが、この両期分は仮算定として前年度の保険料額の六五割を納めてもらいます。そして、九月に一年分の保険料を算出して、第一・二期分との差額を第三・第四両期分の保険料として納めてもらうことになっています。

保険料は均等割、平等割、所得割、資産割から成っています。それぞれの料率は決まっていますが、被保険者のみなさんにくわしくお知らせします。

今年度の保険料の期納納期限はつぎのとおりです。国民健康保険事業が円滑に運営できるように、それぞれの納期内に納付されるようお願いいたします。

第一期分 5月31日
第二期分 7月31日
第三期分 11月1日
第四期分 来年1月31日

善意銀行

三月十八日 西大寺本町の井村菓子店から「みどりの家」へ菓子四十袋
三月十九日 田原地区民生児童委員協議会から善意の小箱義金八千六百八十四円、▽柳生下町の岡田京松さんから「老春の家」へ香茶一箱
三月二十五日 帯野田中町の中山朝美さんから千円
三月二十六日 京西公民館の木園芸グループから九千八百四十四円
三月二十七日 三条宮前町のパブリック「白倫」から交通児童へと一万円、▽藤名氏から二千円、▽川上東町の向川和栄さんから「みどりの家」へと書籍三十冊

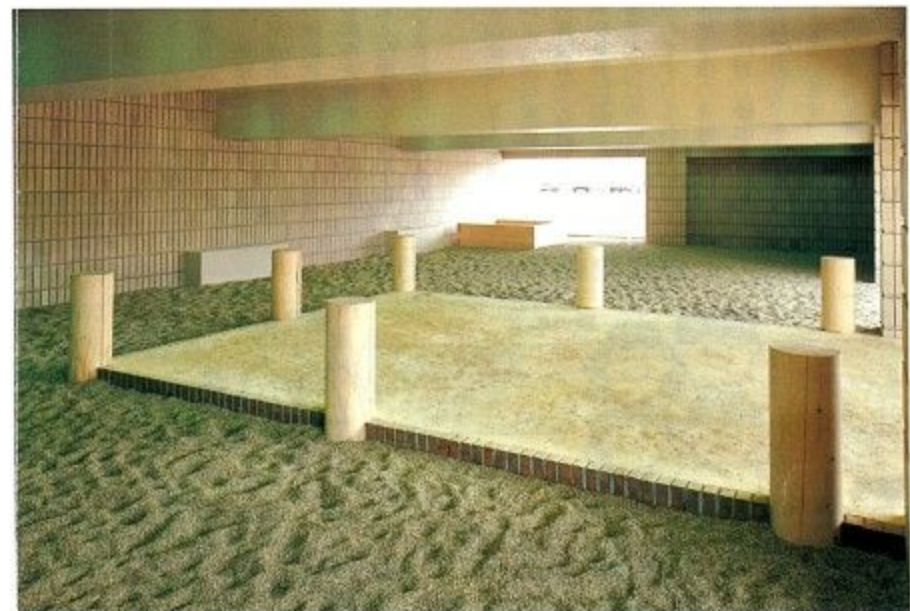
センターご案内



タテ六・七尺、ヨコ十五尺の「飛天」をあしらった織帳



市民の自主的な展示会場にもなる展示ロビー



当時をしのばせる柱や井戸ワクを復元した遺構ピロティ

帳
ちよう
飛天が文化財の宝庫「正倉院」にある楽器を持ち、奏しながら大平文化を開花させている情景。特に中央の2飛天が持つ琵琶、聖琴と紫檀に螺鈿をほどこした阮咸は優品で、この時代を象徴するもの。
飛天の放射状に広がる構図と地の縁起により、華麗で清楚にまとめた、市民と文化がひびくながら発展する奈良市を象徴する図柄。
文用道。空中を飛行する天人。天女。本巻を讃嘆する供養像として、光背や天冠につけられる。唐・晋の阮咸が作ったとされる弦楽器。
色の境界をぼかして染める方法。



入口は円型の自動ドア



入口横にある点字案内板



照明操作室



音響操作室

準備手続き

許可された場合、下記官庁等に必要な届け。
警察署 (☎231101)
消防署 (☎227051)
税務署 (☎281201)

とするため、使用日の10日前までに必要な事関係職員と打ち合わせてください。なお、そのプログラム、入場券(見本)、進行スケジュールしてください。

役員、接待員、ホール内放送員、場内外整理手配してください。
反、舞台装飾品、事務用品等は使用者で用意

注意

定員を超える入場は、かたくお断りします。品の販売、寄付行為、当日の催しもの以外のを受けたもの以外の器具の使用およびセンターはできません。
ビニール傘袋は使用者で用意してください。外での飲食、喫煙はかたくお断りします。刀剣、柱、ガラス等にはり紙をしたり、クギくください。
片入は、使用当日を原則としており、これら受けしません。
シールドをはいての入館はお断りします。者は良識をもって使用してください。

設、付属設備、備品等を損傷または滅失したセンター職員に届け出てください。なお、賠償していただきます。

使用許可条件およびこれらに基づくセンター戻したときは、センターの使用条件を変更し止させ、もしくは取り消すことがあります。



二階ロビー



軽食もできる喫茶室



35ミリ・16ミリの映せる映写機

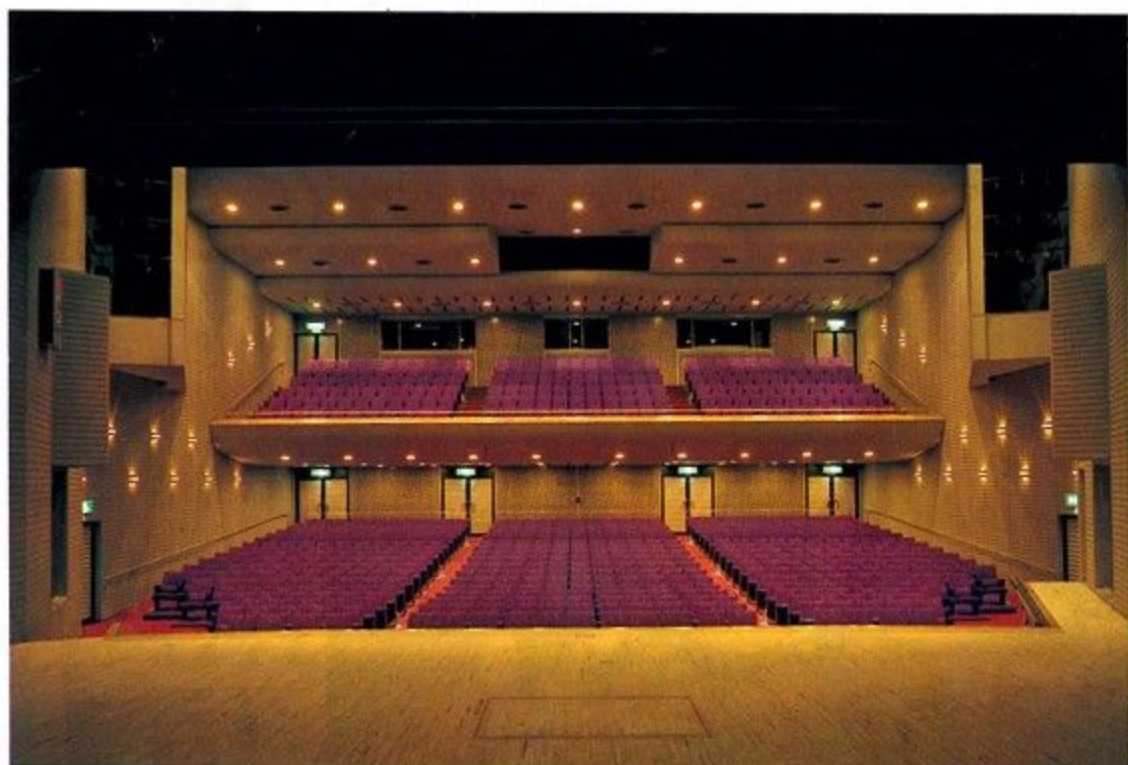
■使用料金一覧表

区 分	午前		午後		夜間		全日	
	9:00~12:00	13:00~16:00	17:00~21:00	9:00~16:00	13:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	
ホールの入場料等を徴収しない場合	平日	10,000円	20,000円	30,000円	30,000円	50,000円	55,000円	
	土・日・祝日	12,000円	24,000円	36,000円	36,000円	60,000円	66,000円	
ホールの入場料等を徴収する場合	平日	20,000円	40,000円	60,000円	60,000円	100,000円	110,000円	
	土・日・祝日	24,000円	48,000円	72,000円	72,000円	120,000円	132,000円	
リハーサル室	A	2,400円	2,400円	2,400円	3,000円	3,000円	3,600円	
	B	2,000円	2,000円	2,000円	2,500円	2,500円	3,000円	
楽 屋	A	1,200円	1,200円	1,200円	1,800円	1,800円	2,400円	
	B	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円	1,500円	2,000円	
	C	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円	1,500円	2,000円	
	D	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円	1,500円	2,000円	
会 議 室		2,000円	2,000円	2,000円	4,000円	4,000円	5,000円	
展 示 ロ ビ ー		2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	7,000円	8,000円	

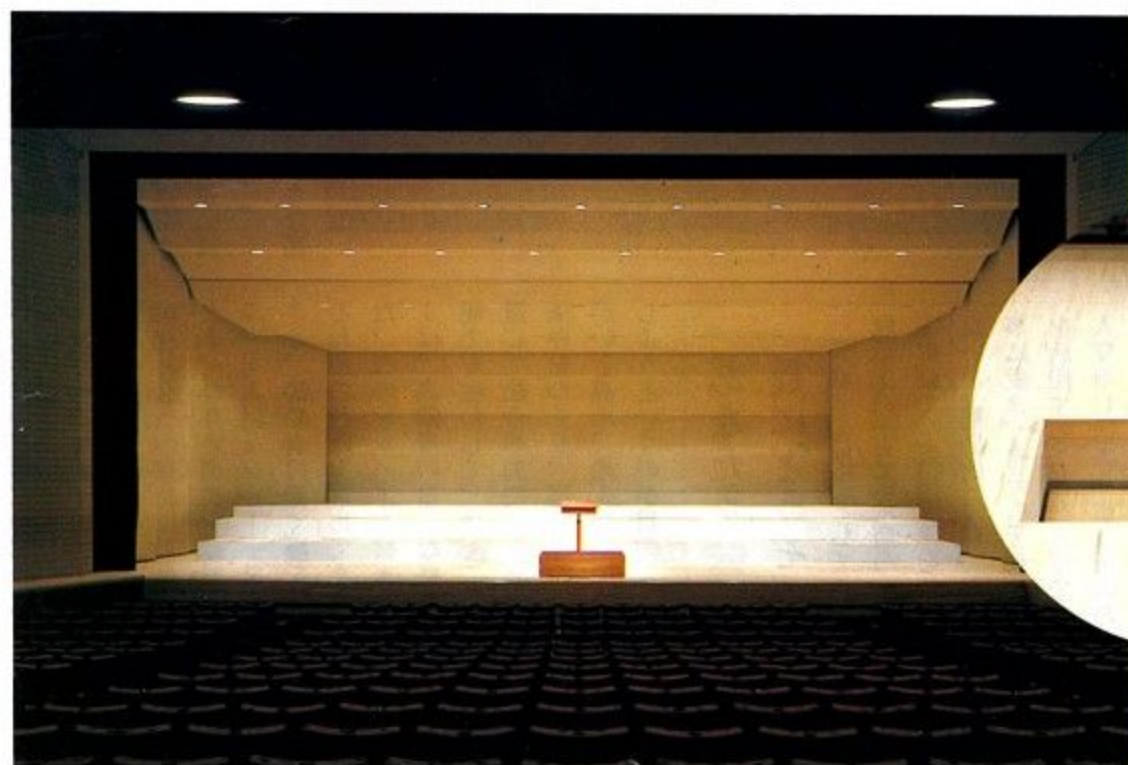
備考

- 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
(1) 入場料を徴収する場合
(2) 会費又は協力費を徴収する場合
(3) 会員制度により会員を招待する場合
(4) 商品等の売上高により招待券を発行する場合
(5) その他これらに準ずる場合
- 祝日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 使用時間を超過して使用する場合は使用料は、その超過する時間1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき、規定の使用料の1時間当たりの使用料(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)の100分の130に相当する額とする。
- ホールの冷暖房施設の使用料は、規定の使用料の100分の20に相当する額とする。
- ホールを準備又は練習のために使用する場合は使用料は、規定の使用料の100分の50に相当する額とする。

史跡文化セ



約八百人を収容できるホール



様々な使
える舞台

二階から三階の舞
台へのせり



二・三階に二つずつある楽屋



車イスのまま利用できる昇降機



遺構を保存するため高床式の建物

■平面図

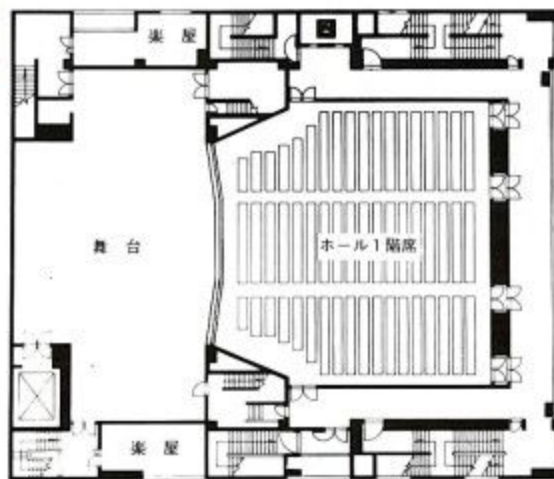
BF



1F



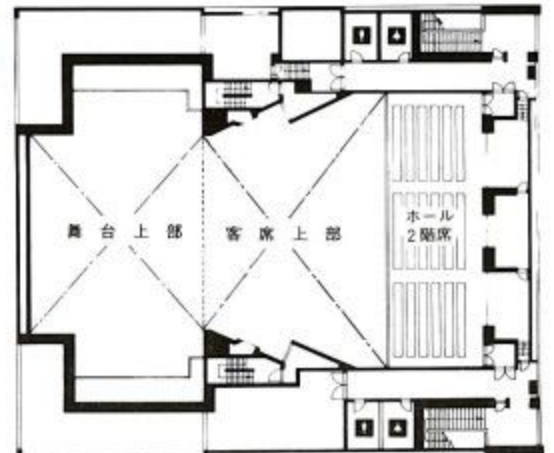
3F



2F



4F



■使用の申し込み

- 開館時間
午前9時から午後9時まで。使用は午前、午後、夜間、午前・午後、午後・夜間、全日の各使用区分によります。
- 休館日
毎週水曜日（その日が祝日の場合はその翌日）。12月26日から翌年1月5日まで。
- 申し込み
ホール・展示ロビー＝使用日の属する月の初日の6ヵ月前にあたる日から使用日の10日前にあたる日まで。
会議室・楽屋・リハーサル室＝使用日の属する月の初日の1ヵ月前にあたる日から使用日の前日まで。ただし、ホールと併用するときは、ホールの申し込み期間。
申し込みは、必ず史跡文化センター事務室にて、所定の申請書を提出してください。電話、口頭、手紙などによる申し込みは受け付けません。なお、印鑑（朱肉のいらない印鑑は不可）をお忘れなく。
受け付け時間は午前9時から午後5時まで。ただし、休館日は受け付けません。
- 使用料
使用許可と同時に納めてもらいます。既納の使用料は、条例・規則で定められている以外は返しません。
- 連続使用期間
連続して使用できる期間はつぎのとおりです（休館日を含まないで使用する場合、休館日は日数に入りません）。
ホール、楽屋、リハーサル室、会議室＝3日。展示ロビー＝7日。
- 使用時間
準備、後片づけ、仕込みなどすべての時間を含んでいます。
- 使用権譲渡の禁止
使用権を第三者に譲渡したり転貸したりすることはできません。
- 原状回復
使用終了後、あるいは使用停止、使用取り消しを受けたときは、施設を原状に復してください。
- その他
使用についての変更、取り消しなどの場合は、直ちにセンターに連絡してその指示を受けてください。

■使用

- 使用前の各施設を出して
- 警備防
- 防火管
- 入場税
- 事前打合せ
- 催し物
- 項につい
- のときに
- ユルな
- 使用前の
- もぎり
- 員等は使
- 催しに
- てくだ
- 使用
- 注意事項
- 各施設
- 施設内
- 宣伝、ま
- 備品の
- 雨天の
- 所定の
- センタ
- 類を打た
- 大道具
- の保管は
- 下駄や
- その他
- 損害賠償
- センター
- ときは、
- 害につい
- その他
- 条例、
- 職員の手
- または使

高齢者は事務を 求人側は作業を

両者を接近させる のが今後の課題

このように、順調に発展してきた市シルバー人材センターではあっても悩みは無いわけでもありません。それは発足当初から懸念された問題ですが、会員の希望職種は事務系が多いのに反して、事業所などから注文のある仕事の種類は作業系が多いということ。三月末現在百七十五人の会員の希望職種を見ると

①事務整理 (二) 庶務・経理・筆算等) 四六% ②単純作業 (屋内外) 二六% ③留守茶や家事補助一九% となっているのに対して、受注した仕事の職種を年間通してみると

①単純作業二八% ②事務整理二二% ③清掃・管理 (屋内外)の清掃や草刈り等) 二一% となっています。センターではこのギャップを埋めるため、事業所などへは事務系の職を発注してもらえよう呼びかけると同時に、会員に対しては希望職種

市シルバー人材センター

発足して丸1年



国民の高齢化が進むにつれて、労働市場での高齢者の活躍がだんだん窮屈になってきます。それと正反対に高齢者の側では職種さえ合えばもう一度働きたいという希望は高まっています。

会員増え就労者数伸びる 高齢者の丁寧な仕事ぶり好評

この一年を通じて、会員数は次第に伸び、求人数・就業数も順調に増えてセンターの運営は軌道に乗っていています。一方、センターに仕事を発注し、高齢者に仕事をしてもらった事業所などからは、「まじめで、丁寧な仕事ぶりなので大助かりだ」「いまままで身についた経験が生きて、仕事の覚えが早い」と、ご老人への評判もなかなかのもの。また就労の高齢者から「この年齢で、家の内ばかりしていると早くくじむ。家の外へ出て仕事をするとふけなし、健康のためにも良い」と好評です。

あなたも会員にどうぞ

資格①原則として六十歳以上六十五歳未満の市民
②健康で、雇用関係を持たないで、補助的・短期的な仕事に就き、自分の労働能力を活用することを希望する人
▽申し込み市役所内の市シルバー人材センター
(二条大路南一丁目、☎〇一一一) 各市の各出張所・連絡所にある申し込み用紙に必要事項を書いて願写真二枚 (たて三、横二・五センチ) と印鑑、今年度会費五百円をそえて、市シルバー人材センターへ。

の変更を説き、納得してもらえれば事務整理から単純作業の方へまわってもらっています。さらにセンターでは、会員の技術向上と就業の機会を増やすため、それぞれの専門家を講師に、昨年十月には「植木せん定講習会」、今年二月には「習字講習会」、「塗装講習会」、三月には「園芸講習会」を開き、会員の技術修得・向上をはかってきました。このように好調な一年が経

勤労青少年ホーム



勤労青少年ホームは、働いている若者たちが仕事を終えてからの時間や休日などを楽しく有意義に過ごすための場として、昭和四十七年九月に設立された施設で、若者たちの憩いの場ともなり、励みの場ともなっています。

このホームでは各種教養講座が開かれ、いろいろなクラブ活動が展開され、またホーム主催の各種行事などが行われ、同時に勤労青少年たちの出合いの場として新しい友情を育てています。あなたも仲間になりませんか？

【ホームを利用できる人】市内在住・在勤の二十五歳未満の勤労青少年で、無料で利用できます。(二十五歳以上の方もご相談ください)

【利用の手続き】ホーム備えつけの用紙に勤務先の証明をもらってください。

【開館時間】平日正午～午後九時、日曜日は午前九時～午後九時。休館日は毎週水曜日と祝日、年末・年始(十二月二十八日～一月五日)。

【主な施設】体育室(兼ホー

捨て犬
捨てネコは
やめましょう

高齢者向きの仕事を！

事業所、官公庁、個人で高齢者にふさわしい仕事を依頼しようとする場合は、ぜひセンターへ申し出て下さい。また「これは発注するのにはどうか？」と迷われる場合でも、センターへお気軽に問い合わせください。

初は少なかった受注仕事量も、センターの存在が市民の間に知られるにつれて徐々に増加してきました。センターのこの一年の就労延べ人数、就業実人員、就業率(就業実人員を会員数で割ったもの)を月別に見ると別表のようになります。この表でわかるのはこの一年を通じて就業率・就業延べ人数がともに増加したこと。就業率を見ると、発足当初は会員五人に一人程度しか就労していなかったのが、今年三月には二・五人に一人の割合で就労するまでになりました。このことは、会員の増加率を超えて多くの会員が仕事についているということになります。

市シルバー人材センターの年間就労実績

年 月	会 員 数 (人)	就 労 人 数 (人)		就 労 率 (%)
		延べ人員	実人員	
56. 4	124	255	23	18.6
5	132	394	33	25.0
6	148	560	40	27.0
7	152	593	43	28.3
8	152	553	38	25.0
9	155	686	44	28.4
10	168	735	51	30.3
11	171	727	52	30.4
12	175	733	76	43.4
57. 1	174	607	48	27.6
2	177	748	57	32.2
3	175	972	72	41.1

※ 就業率とは就業実人員をその月の会員数で割ったもの。

薄中国副総理ら来寧

古寺に春を訪ね友好深める

森本長老の案内で唐招提寺を参観する薄副総理 (中央)



總理の一行十四人が四月十一日、奈良を訪れました。

京都から近鉄奈良駅に到着した薄副総理は出迎えた木山市長とが手。このあと高畑町の奈良ホテルで開かれた歓迎会で薄副総理は木山市長、橋本副議長らと和やかに歓談、日中友好を深めました。

また、木山市長が「近々に予定されている唐招提寺の修復工事は、日中友好のシンボルとして、今後とも日中友好のためにつくってほしい」とあいさつしていました。

約一時間の歓談のあと、東大寺大仏殿、唐招提寺を参観して若菜の緑深まる古都を満喫しました。

定されている唐招提寺修復工事は、日中友好のシンボルとして、今後とも日中友好のためにつくってほしい」とあいさつしていました。

約一時間の歓談のあと、東大寺大仏殿、唐招提寺を参観して若菜の緑深まる古都を満喫しました。

宋中国駐日大使

就任あいさつに奈良へ

中国の第三代駐日大使宋之光(そうしこう)氏(65歳)が四月二十二日就任あいさつのため奈良市役所を訪れました。

宋氏は駐ドイツ民主共和国特命全權大使、外交部(日本の外務省にあたる)部長補佐などの要職を歴任、今年二月に駐日大使に就任しました。

市役所五階「西安の間」に通された宋大使・李清(りせい)同夫人ら一行五人は西田副議長らと歓談、宋大使は「古都奈良市の高名はかねてから聞いており、今回参観訪問できたことを心からうれしく思っています」

このあと、薄副総理一行は東大寺、唐招提寺を見学、日中友好の先覚者・鑑真和尚の唐招提寺では森本孝順長老から説明を受けるなど、古都の春を満喫しました。

「完全参加と平等」を

市肢体障害者福祉協会 総会へ百五十人

身体障害者を克服し、互いに助け合って自立更生をはかり、人格、教養を高め、福祉増進に寄与することを目的に昭和四十三年十月に設立された市肢体障害者福祉協会(川崎秀夫会長、会員四百三十人)の第十五回定期総会が四月十八日、市肢体障害者福祉センター「みどりの家」で開かれました。

集まったのは様々な障害を持つ会員約百五十人で、まず亡くなった障害者の方々に對し全員で黙とうを捧げて開会、川崎会長のあいさつがあり、続いて会の発展に尽力した方々に市長、同会長からの感謝状が贈られました。

西田市長三市助役、橋本和信副議長の祝辞のあと議事に移り、「あらゆる困難を克服し社会への完全参加と平等を実現して、希望と努力により八十年代を乗りこえる」ことを宣言、「障害者総合福祉センター」の建設を完遂しようなど三つのスローガンを採択しました。昼食の後、午後には映画会が催され、会員たちは熱心に見入っていました。

感謝状が贈られた方はつぎの通りです。(敬称略)

【市長感謝状】東口豊一(船橋町)▽辻中末雄(宝来町)【会長感謝状】故西川四郎

自立更生をめざして開かれた奈肢協総会



(朱雀一丁目)▽東口喜久蔵(船橋町)▽田中政信(敷島町二丁目)▽西奈良中央病院

国家文物事業管理

理局代表団も

日中国交正常化十周年を記念して全国七カ所で開かれる「敦煌壁画展」のため、日中文化交流協会の招きで来日していた中国国家文物事業管理局代表団(団長・任賢斌同局長)の一行七人が四月十四日、市役所を訪れました。

市役所五階「西安の間」に通された一行は西田市長、橋本副議長らと歓談、友好を深め、そのあと東大寺、法隆寺などを参観しました。

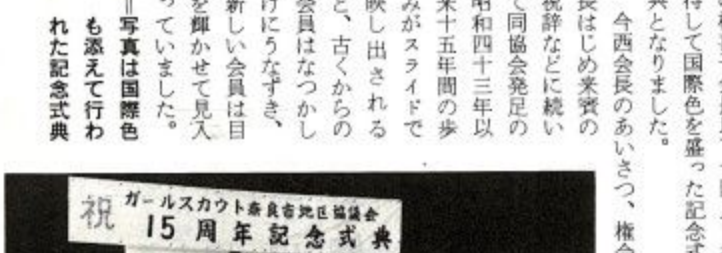
市のガールスカウ

ト十五周年を祝う

「友情と善意」をテーマに、ガールスカウト市地区協議会(今西美弥子会長、十六ヶ団、団員千五百五十人)は四月十八日、西部公民館で同協議会発足十五周年記念式典を開きました。会場には市内のガールスカウトやその家族のほか、昭和五十四年から「姉妹スカウト」の締結をしている市の姉妹都市、韓国慶州市の権喜子会長以下十四人も招待して国際色を盛った記念式典となりました。

今西会長のあいさつ、権会長はじめ来賓の祝辞などに続いて同協議会発足の昭和四十三年以来十五年間の歩みがスライドで映し出されると、古くからの会員はなつかしげにうなずき、新しい会員は目を輝かせて見入っていました。

写真は国際色も添えて行われた記念式典



声

理想都市をめざして建設された平城ニュータウンに、公園・緑地を整備し、緑道(歩行者専用道路)網の建設を進めています。と、入居が始まって十年ほどたちますが、現在はどうなっていますか。また施行者やテナイスコートを完備し、広く市民のスポーツの場として利用されています。また、教育施設も高校・中学校各一校、小学校・幼稚園各三校、

同ニュータウンは奈良・京都両府県にまたがり、奈良市側で三百四十八・六ヘクタール、四万三千人、京都府側の木津町と精華町で二百六十四・二ヘクタール、三万人が計画されており、京都府側の造成工事もこれからピークを迎えようとしています。

なお、同ニュータウンの施行者である住宅都市整備公団は、日本住宅公団と宅地開発公団が昨年十月に統合され、従来の両公団の業務を引き継ぐとともに、都市機能更新のための再開発事業や、都市公園の整備といった新しい事業も行っています。

企業課

お祝いに書

と絵を寄贈

平田・高瀬両氏から

市在住の書家の平田華色さん(日展評議員、法連具竹町)と史跡文化センターの職員、洋画家の高瀬善明さん(二紀会委員、法連具竹町)が四月二十二日市役所を訪れ

平田華色さんの書は「青によし奈良の都は咲く花のにはふが如く今さかりなり」と万葉集にある小野老の歌を水芭蕉の詩もゆかしく書かれたもので、横三ツ、縦一・二ツの額におさめられています。

また高瀬善明さんの絵画は「萬里長城」と題された四十号の油絵の大作です。

両氏の作品は史跡文化センターの中の市民の目に触れやすいところに掲げられる予定です。



新消防団員らに辞令渡す

市消防団の新入団者と退団者、階級異動者の辞令交付式が四月十八日、市内西木辻瓦町の済美小学校で行われ、消防関係者約二百三十人が出席しました。

高瀬博通市助役の訓示のあと、高橋一市消防団長から新入団員九十五人、退団者九十二人、階級異動者八十一人に辞令が交付されました。

式を終わって、新入団員はさっそく規律訓練、ホースの取り扱い訓練などを行い、自分たちの町は自分たちで守る自衛消防人としての決意を新たにしています。

北野山町に公民館分館完成

市内柳生地区の北野山町に柳生公民館北野山分館(昭和五十六年十二月二十五日着工、工費八百万円)が完成、四月二十日竣工式が行われました。

同館は布目ダム建設に伴う地域整備事業の一環として設置されたもので、木造平家建て、建物面積六一・二八平方メートル、二十七畳の和室を持つ建物です。

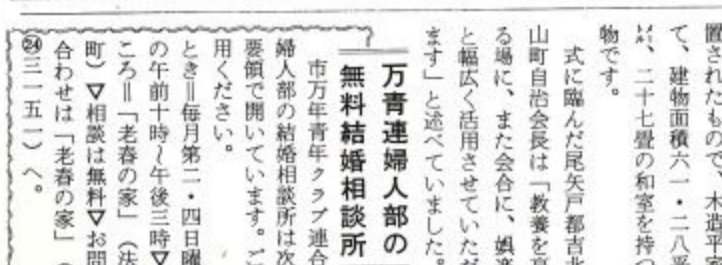
式に臨んだ尾矢都吉北野山町自治会長は「教養を高める場に、また会合に、娯楽にと幅広く活用させていただきます」と述べていました。

万青連婦人部の無料結婚相談所

市万青青年クラブ連合会婦人部の結婚相談所は次の要領で開いています。ご利用ください。

とき 毎月第二・四日曜日の午前十時～午後三時

ところ 「老春の家」(法連町)▽相談は無料▽お問い合わせは「老春の家」(☎三三五一)へ。



子どもの創造力養成へ 「あそびの学校」ひらく

市青年ボランティア協会では次のように五十七年度「あそびの学校」を開校します。

また、同協会では「あそびの学校」などの事業を手つたててくれる青年リーダー（未経験の人でも可）を募集しています。

子ども会育成指導者講習会 市教育委員会と市子ども会育成連絡協議会ではつぎのように子ども会育成指導者研修会を開きます。

少年教室 市教育委員会では少年教室をつぎのように開きます。

公民館経由で市図書館の書物が借りられます 市立図書館（東寺林町三）では一人でも多くの市民に読書を楽しんでもらおうと、この四月から市内十四カ所にある公民館を通じて図書の貸し出しサービスを始めました。

中央体育館 市内法皇町四丁目（電話一五〇一）で五月二十日（日）午後一時半～四時、柏木運動場で、成人（初心者）八十人。

花の市 5月9日（日）午前八時。近鉄奈良駅前前基噴水広場。近鉄学園前駅東側西部公民館南側

納期を延期 昭和五十七年度の固定資産税・都市計画税第一期分は31日まで昭和三十七年度の固定資産税・都市計画税第一期分の納税は例年より一カ月延期して五月十五日から三十一日までとします。

火災共済制度へ ご加入をおすすめします 会費（一時納め）建物=730円（1日2円）財=365円（1日1円）

ジュニアリーダーの養成講習会

市教育委員会は少年団体のジュニアリーダー養成講習会をつぎのように開きます。

障害児の母子通園訓練 「みどりの家」で 市身体障害者福祉センター「みどりの家」（法連町、電話五七五七）では、心身に何らかの障害を持っている子どもたちの母子通園訓練を行っています。

公民館経由で市図書館の書物が借りられます 市立図書館（東寺林町三）では一人でも多くの市民に読書を楽しんでもらおうと、この四月から市内十四カ所にある公民館を通じて図書の貸し出しサービスを始めました。

中央体育館 市内法皇町四丁目（電話一五〇一）で五月二十日（日）午後一時半～四時、柏木運動場で、成人（初心者）八十人。

花の市 5月9日（日）午前八時。近鉄奈良駅前前基噴水広場。近鉄学園前駅東側西部公民館南側

納期を延期 昭和五十七年度の固定資産税・都市計画税第一期分は31日まで昭和三十七年度の固定資産税・都市計画税第一期分の納税は例年より一カ月延期して五月十五日から三十一日までとします。

火災共済制度へ ご加入をおすすめします 会費（一時納め）建物=730円（1日2円）財=365円（1日1円）

秋の大会に備え 菊づくり講習会

市と県菊花連盟共催の「平城宮跡菊花大会」が今秋も開催されますが、この大会に備えて「菊づくり講習会」をつぎの日程で開きます。

受給権者 現況届お忘れなく 国民年金の障害・母子・遺児・寡婦各年金のどれかを受けている人は、五月三十一日までに「国民年金受給権者現況届」を奈良社会保険事務所へ提出しなければなりません。

母子と子の家 「母と子の家」で端午の節句 母子家庭の子どもたちに端午の節句を楽しんでもらおうと、市母子福祉センター「母と子の家」（西木辻八軒町、電話二五五二）では五月九日午前九時半～午後三時に金魚すくいを催し、綿菓子などの模擬店を開き、用意された昼食を共にするほか、オープンのあつたばかりの市史跡文化センターの見学を行います。

陸上競技記録会 16日、平城高校で 市陸上競技協会が市教育委員会の後援でつぎのように陸上記録会を開きます。

青少年児童会館 五月十五日～二十七日の隔週土曜日午後二時～四時。定員二十人。スケッチクラブ 五月十六日～二十八日の隔週日曜日午前九時半～十一時半。定員二十五人。卓球クラブ 五月十六日～二十八日の毎日曜日午前九時半～十一時半。定員二十五人。

三笠公民館 春の山野草展 緑三会と共催で五月十五～十六両日（午前十時～午後四時）に開きます。同時に即売もします。

富雄公民館 薬面作り教室 六月二日から毎週水曜日午後一時～四時半。五回で終了。成人二十人。歴史教室 六月から来年三月まで毎月第四木曜日。講義は午前九時半～正午、現地学習は午前九時～午後四時。十回で終了。

大型ゴミ収集 5月の収集はつぎの地区を予定しています。有害ゴミは、市が配布した有害ゴミ袋（赤袋）に入れて集積場に大型ゴミと区別して出して下さい。

他のめいわくになる青空駐車はやめましょう